

# 休保制度勧誘方針

## I. 休保制度募集の意義

患者・国民が安心して暮らしていくために、保険医はいつまでも健康で診療に従事することが必要である。万一傷病により休業せざるを得なくなった場合への備えはかかせない。

一般社団法人全国保険医休業保障共済会（以下、休保共済会とする）は、全国保険医団体連合会（以下、保団連とする）に加盟する保険医協会・保険医会（以下、協会とする）の会員の休業に備えるため保険医休業保障共済保険の運営を行う。

熊本県保険医協会の役職員は、会員の経営と生活を守る重要な活動として、保険医休業保障共済保険（以下、休保制度とする）の募集活動に取り組む。

## II. 募集基本方針

熊本県保険医協会の役職員は会員がおかれている客観的情勢、医師としての特殊性を把握したうえで、必要とされる休保制度の募集に努める。その際、診療活動に支障をきたさない時間を考慮し訪問・対面のうえ、パンフレット、その他資料を提示し、制度内容について十分な説明をおこない、加入の意思を確認する。なお、訪問・対面できない場合においても同様の努力を行い、照会先を明らかにし対話できる機会を確保する。

### 1. 募集体制について

熊本県保険医協会の役職員は休保制度勧誘方針を遵守し、統一した説明資料等に基づき適切な募集をおこなえる体制の確立に努める。

また、生保職員による募集に際しては、教育・研修を行い、会員に対し休保制度の契約条件、リスク説明などを行えるよう、基本方針の理解と徹底を求めため指導・教育に努める。

### 2. 法令、諸規則の遵守

熊本県保険医協会の役職員は休保制度の募集にあたって常に会員の立場に配慮の上、関係法令等を遵守し適切な募集活動を行えるよう努める。

### 3. 個人情報の保護について

熊本県保険医協会の役職員は休保制度の募集にあたって、会員に関わる個人情報の管理を徹底し、漏洩なきよう努める。

### 4. 加入者に対する情報提供、サポートについて

熊本県保険医協会の役職員は休保制度の募集にあたって、会員に対し、制度を理解し加入する上で必要な情報の提供を行う。また加入後も日常的な広報活動を通じ情報提供に努める。

以上